

資料 4

副食費の取扱いについて

保育管理課

副食費の取扱いについて（目次）

2 ～ 【市資料】 副食費における法人保育施設の事務について

4 ～ 【市資料】 事前質問事項に対する回答（7月10日時点）

9 ～ 【国資料】 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取
扱いの変更について

1 1 ～ 【国資料】 無償化に伴う食材料費の取扱い

2 2 ～ 【国資料】 自治体向け FAQ（5月30日時点）

副食費における法人保育施設の事務について

幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料の一部として保護者の方にご負担いただいていた2号認定子ども（3歳児クラスに進級した子ども）の副食費が、各施設による実費徴収に変更します（3号認定子ども（2歳児クラスまで）については現行のままです）。

また、年収360万円未満相当の世帯の方に対しては、副食費を免除し、公定価格により副食費相当分の加算を行うこととなります。これらの変更に伴い、今後各施設の方に行っていただく事務及びその注意点は次のとおりです。

1 無償化開始前（10月まで）

(1) 2号認定子どもの副食費を決定する。

- ・副食費は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定める（月額4,500円が目安）。（FAQ169）
- ・副食費は施設を通じて均一とし、アレルギー児童への除去食などを個別に徴収することとはしない。（FAQ170）
- ・おやつや牛乳、お茶代は食材料費に含むが、調理員の人件費、厨房設備、光熱水費は含まない。（FAQ174）

(2) 運営規程等を変更する。

(3) 保護者からの同意を得る。

- ・施設は、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、支払を受ける費用に関する事項（＝副食費等）その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。（内閣府令第5条の要約）

2 無償化開始後（10月以降）

(1) 市から発送される副食費免除対象者リストを受け取る。

- ・免除対象者は、年収360万円未満相当の世帯の全ての子供及び全所得階層の第3子以降の子となる。（FAQ165）
- ・税が更正された場合は、原則として更正が分かった翌月から変更することとし、遡及はしない。（FAQ173）

(2) 保護者から副食費を直接徴収する。副食費免除対象者リストに記載されている児童の保護者からは副食費を徴収しない。

- ・児童の欠席や一定期間の休園について、施設の判断で副食費を減免することは妨げない。(FAQ171)
 - ・施設が設定した副食費が4,500円を超えた場合であっても、免除対象者から超えた部分を徴収することはできない。(FAQ180・181)
- (3) 免除対象者分の副食費については、市に対して加算として請求し、加算を受け取る。
- ・加算額は施設における副食費の設定金額に関わらず、月額4,500円とする。(FAQ179)

※FAQ…幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ（5月30日版・抜粋）

内閣府令…特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

以 上

事前質問事項に対する回答(副食費の取扱い)について

※このFAQは、令和元年7月10日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承ください。

1 公立保育所の副食費について

No.	事項	問	答	担当課
1	公立保育所の副食費について	どのように算定したのか。	公立保育所の副食費の算定につきましては、国の通知文で副食費については、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があると示されていることやこの4,500円を目安とするとあること又、他都市の状況でも月額4,500円で検討しているところが多くみられることから、公立保育所は、1人1か月当たり4,500円で設定しました。	保育指導課
2	公立保育所の副食費について	設定した副食費と、実際に計算した副食費の差額が生じた場合、市は税金で補填するという考えか。	実績値と設定金額の乖離が無いように、給食材料の発注ロス分及び購入方法の見直し等を実施していく予定です。	保育指導課
3	公立保育所の副食費について	減額の基準はどうしているのか。 複雑な減免の基準を設けることはやめてほしい。また土曜日に利用しない児童のみ軽減するなどの、計算が複雑になるような減免措置はやめてほしい。	減額につきましては、長期欠席者及び月途中入退所者です。 また、土曜日を恒常的に利用しない子どもの減額については、現在のところ考えておりません。	保育指導課
4	公立保育所の副食費について	10月から消費税が増税される予定であるが、それを見越した金額にしているのか。また、今後物価上昇や消費税の増税があった場合に、金額を見直すのか。	保育所給食材料そのものは、消費税の軽減税率の対象となる飲食料品の範囲ではありますが、それに伴う増額も含め、給食材料の発注ロス分及び購入方法の見直し等を実施していく予定です。また、今後の物価上昇に伴う金額の見直しについては、今後、検討してまいります。	保育指導課
5	公立保育所の副食費について	公立の施設は引き続き口座振替されるのでしょうか。	口座振替の予定ですが、これまでと同様、保護者の申し出により、納付書支払いの場合もあると考えています。	保育指導課
6	公立保育所の副食費について	尼崎市の公立保育所では、給食費(主食材料費及び副食材料費)をそれぞれいくりに設定するのか？制度変更にあたって参考としたいので、国基準の7,500円(主食費3,000円＋副食費4,500円)と異なる場合は、金額の設定理由も含めて教えて頂きたい。	主食費は、これまでと同様の1,000円としています。 副食費の算定につきましては、国の通知文で副食費については、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があると示されていることやこの4,500円を目安とするとあること又、他都市の状況でも月額4,500円で検討しているところが多くみられることから、公立保育所は、1人1か月当たり4,500円で設定しました。	保育指導課

2 副食費の設定について

No.	事項	問	答	担当課
7	副食費の設定について	2号認定子どもの副食費を市が全額補助することはないのか。	副食費につきましては、これまでも保育料として保護者負担をしていただいております。また、在宅で子育てをする場合でも生じる経費であることから、国の考え方に準じ、市が補助するという考えはありません。	保育管理課
8	副食費の設定について	副食費を4,500円に設定した場合、その設定根拠(実費と4,500円との乖離)について監査で指摘を受けることになるのか。国の資料によると、「実際に給食の費用に要した費用を勘案して定める」「月額4,500円を目安にする」など、実費との乖離もある程度容認するような文言になっている。また、当然ながら年度によって実費は異なるが、副食費を年度ごとに変更することではなく、乖離が生じることになる。	副食費の徴収については、国FAQ169において「実際の給食の提供に要した材料の費用を勘案して定める」とされています。従って、日々変わる食材の費用と副食費である4,500円が合理性を欠く不当の金額でない限り、必ずしも材料費と徴収額が同額である必要があるとは国の通知文の内容からは類推できませんが、その趣旨については十分にご留意願います。また、これまでも各施設においては、計画的に質の高い食事の提供を行うべく、給食運営の分析・評価に資するために、記録等をいただいていることと思われまます。そうした資料により、「実際の給食の提供に要した材料の費用」が把握できるよう、引続きお願いいたします。	法人指導課
9	副食費の設定について	食材料費については、子ども子育て会議(第40回)において「著しく高額になることがないよう方策を検討する。」となっておりますが、食材料費の主食材料費及び副食材料費のそれぞれの上限金額は具体的にいくらまでなら「著しく高額にならない範囲」と認定されるのでしょうか？また、「過度に廉価にならない範囲」はいくらまででしょうか？市で基本的なガイドラインを示すことができるでしょうか？	副食費の設定につきましては、国通知文において、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めると共に、これまで2号認定子どもの副食費については、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があり、今後施設で徴収する額を設定するに当たっても、この月額4,500円を目安とするとなっておりますため、この方針により副食費を設定してください。	保育管理課
10	副食費の設定について	副食材料費は国の事前実態調査で3～5歳児4,720円※であるにも関わらず、副食材料費の目安(補助金額)は、なぜ原価割れとなる4,500円なのか？金額の内訳や実態を示して、金額の根拠とした事実を丁寧に説明して頂きたい。(※保育所等の運営実態に関する調査報告書速報)H31.1.28)	副食費を月額4,500円を目安とする根拠としましては、以前より国が公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があることから、月額4,500円を目安としています。	保育管理課
11	副食費の設定について	食材料費は、副食費については4,500円を目安(国FAQ169)とすると同時に、「幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食材料費の取り扱いについて」の国の説明では、保護者負担額を副食費4,500円、主食費3,000円の合計7,500円としています。主食費・副食費共に、この金額に合わせておけば問題ないでしょうか？	副食費の設定につきましては、国通知文において、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めると共に、これまで2号認定子どもの副食費については、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があり、今後施設で徴収する額を設定するに当たっても、この月額4,500円を目安とするとなっておりますため、この方針により副食費を設定してください。	保育管理課
12	副食費の設定について	月途中の退園や入園の場合は、日割り計算などの減額調整を行わなくても良いでしょうか？あるいは、必ず減額調整を行わなければいけないのでしょうか？	国FAQ171のとおり「月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。」とありますとおり、減額調整は各園の判断によります。	保育管理課
13	副食費の設定について	副食材料費は、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定め(国FAQ169)、月額4,500円を目安とするとなっております。月額4,500円を上回る場合、保護者への説明の際に食材料費の原価計算まで公開する必要があるのでしょうか？	施設が副食費を徴収するに当たっては、主食費等これまでも施設が徴収していた費用と同様に、その使途・額・理由の書面での明示、保護者への説明・同意が必要となりますので、保護者の方から説明を求められた際には、公開する必要があると考えられます。	保育管理課

3 副食費の徴収について

No.	事項	問	答	担当課
14	副食費の徴収について	保護者の負担や園の負担を考えると、副食費を引き続き市において口座振替で徴収してもらえないでしょうか。	地方自治法第235条の4第2項において、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金または有価証券は、法律または政令の規定によるものでなければこれを保管することができない」とされていることから、市が施設に代わって徴収することはできません。	保育管理課
15	副食費の徴収について	滞納者に対して退園を求めることはできないのか。	現段階では副食費の未払いを理由に退所は難しいと考えております。	こども入所支援担当
16	副食費の徴収について	滞納整理に必要な経費について、市独自の補助金を交付しないのか。	国FAQ184のとおり、副食費の徴収事務は、基本的にこれまで施設において実施してきた実費徴収や上乘せ徴収の徴収事務の中で実施するものであり、国や市が補助金制度を設ける必要があるものとは考えておりません。	保育管理課
17	副食費の徴収について	保育料滞納者に対しては児童手当を充当するなどの対処をしておられたと思いますが、給食費滞納者についても市が全く関与しないのではなく、措置で入所している限り何かしらの協力はしていただけないでしょうか。	児童手当からの徴収につきましては、今後検討して参ります。	保育管理課
18	副食費の徴収について	滞納が生じた場合、「利用調整の実施者としての立場」から市が徴収を支援するとなっているが、どこまでどのように関与してもらえるのか。	国FAQ186では”保育所への支払いを促す”とされております。その”促し”を今後検討していきたいと考えております。	こども入所支援担当
19	副食費の徴収について	滞納が生じた場合、市は利用調整の実施者の立場から利用継続の可否を検討する(国FAQ186)となっています。滞納者に対しては、園からの申出により尼崎市の利用調整の権限で、他の保育所(公立等)に転所する措置を講じることが可能でしょうか？	滞納世帯を転所させても、転所先で滞納する可能性があり、滞納問題は解決しない可能性があると考えます。よって、滞納を理由とした利用調整による転所は考えておりません。	こども入所支援担当
20	副食費の徴収について	10月からの制度変更時も含めて食材費の変更新額にどうしても同意しない保護者がいる場合、園からの申出により尼崎市の利用調整の権限で、他の保育所に転所させることは可能でしょうか？	食材費に対する不承諾世帯が納得する食材費を設定する園へ転園させることは、現実的に難しいため、不承諾を理由とした利用調整による転所は考えておりません。	こども入所支援担当

4 運営規程の変更について

No.	事項	問	答	担当課
21	運営規定等の変更	運営規程の変更はいつまでに提出するのか。	あらかじめ提出することになっているため、事前の提出をお願いします。	認可担当
22	運営規定等の変更	児童が1日でも出席した場合は、欠席等に対して月額徴収額は減免(減額調整)しないとするについては、運営規程に規定する必要があるのでしょうか？また、運営規程に規定しない場合は、重要事項説明書や園のしおりに記載する必要があるのでしょうか？	運営規程で定めておく事項は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条に規定されているとおりです。必ずしも運営規程に規定する必要はありませんが、同基準第5条に規定する重要事項を記した文書もしくは、園のしおりに記載するなどして、利用者に周知をお願いします。	認可担当
23	運営規定等の変更	食材料費の滞納者に対しては、園の判断で弁当持参として給食を停止することは可能でしょうか？	自園調理が原則であり、弁当持参による対応は、行事の日などとされています。	認可担当
24	運営規定等の変更	保育の提供に要する利用者負担金(給食費等)に対する保護者の同意は、書面によらず口頭でよいのでしょうか？	上乗せ徴収、実費徴収については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第13条第3項及び第4項において規定されており、上乗せ徴収(同条第3項)については、同条第6項で、文書による同意が必要であると規定されていますが、実費徴収(同条第4項)については「金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない」と規定されています。ご質問の給食費については、同基準第13条第4項第3号の「食事の提供に要する費用」であると思われるので、実費徴収であるため、文書による同意の必要はありません。	認可担当
25	運営規定等の変更	食材料費の徴収に伴う運営規程(重要事項に関する規定)の変更にあたって、保育所設置認可等事項変更届を提出する際、給食費徴収金額の件について理事会を開催して議決し理事会議事録(写し)を添付する必要がありますでしょうか？	法人の意思決定がされていれば必ず理事会を開催する必要はありませんが、その場合は、稟議書や決裁の写しなど、法人の意思決定を示す書類を添付してください。	認可担当
26	運営規定等の変更	運営規程において、「保育において提供する便宜に要する費用についての追加、単価の改定など必要な事項は、園長がその都度定める。」と規定されている場合は、食材料費の徴収に伴う理事会の議決や保育所設置認可等事項変更届の提出は必要でしょうか？	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第20条(5)において、運営規程には「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額」を定める必要があると規定されています。そのため、ご質問の食材料費に係る事項に変更が生じた場合については、運営規程変更届を提出する必要があります。また、理事会の議決事項については各法人の専決区分によると思われますが、当該事項について理事会の議決が必要とされている法人様の場合は、理事会の議決が必要になりますが、そうでない場合は必要ありません。	認可担当
27	運営規定等の変更	今後の作業として、給食費決定、運営規程変更、理事会議決、市に変更届提出、審査後の受理書、周知、同意、利用料徴収などがあり、利用者の周知に十分な時間をとると、10月からの運用開始までタイトなスケジュールになります。運営規程の変更にあたっての保育所設置認可等事項変更届の提出期限は、いつ頃になるのでしょうか？	運営規程の変更については、あらかじめ提出することになっているため、事前の提出をお願いします。	認可担当

28	運営規定等の変更	重要事項説明書及び園のしおりの変更についてはどのような手続きが必要でしょうか？	<p>お尋ねの重要事項説明書や園のしおりの変更内容が、運営規程で定められた内容でしたら、運営規程の変更については、子ども・子育て支援法施行規則第33条に規定されているとおり、その変更に係る事項について、市長に届け出なければなりません。</p> <p>(参考)「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」で重要事項に関する規程(運営規程)の項目が第20条で規定されていますが、以下のとおりです。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二十条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>三 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日</p> <p>五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。)</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	認可担当
----	----------	---	--	------

府子本第 219 号
子保発 0627 第 1 号
令和元年 6 月 27 日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局（長） 殿
民生主管部局（長）

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について

幼児教育・保育の無償化については、本年 5 月 17 日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 7 号）が公布されたが、幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更については、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意。以下「方針」という。）において、「幼稚園・保育所等の 3 歳から 5 歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする」とされたところである。

今般、方針において示された食材料費の取扱いの変更に関して、施設が徴収する 2 号認定子どもの副食費の徴収額の考え方等に関する留意事項を下記のとおり定めたので、各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び施設・事業者等に遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更に関する基本的な考え方について

食材料費は、これまでも施設による徴収又は保育料の一部として、保護者の方に御負担いただいているところである。今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、本年 10 月 1 日から、全ての 1 号認定子ども、2 号認定子ども及び 3 号認定子どものうち住民税非課税世帯までの世帯の子どもの保育料が無償化されるが、食材料費については保護者の方に御

負担いただくという考え方を維持し、1号認定子ども及び2号認定子どもについては、主食費及び副食費について施設による徴収を基本とすることとした。

併せて、これまでも国基準で保育料を減免されていた方については、減免を維持するため、公定価格で副食費相当分の加算を行うとともに、その減免措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充することとした。

なお、当該加算の対象となる子どもがいる場合には、公定価格の申請において対応する必要があることから、各市町村におかれては、各施設・事業者はその旨が十分周知されるよう、御留意願いたい。

2. 2号認定子どもの副食費の徴収額の計算方法について

1. の食材料費の取扱いの変更に伴い、施設が徴収することとなった2号認定子どもの副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになる。

この際、これまで2号認定子どもの副食費については、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯がある。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するに当たっても、この月額4,500円を目安とする。

なお、施設が副食費を徴収するに当たっては、主食費等これまでも施設が徴収していた費用と同様に、その用途・額・理由の書面での明示、保護者への説明・同意が必要となる。各市町村におかれては、各施設・事業者はその旨が十分周知されるよう、御留意願いたい。

3. 特別食や土曜日・欠席者等がいる場合の徴収額の考え方について

副食費の徴収額は、施設の子どもの通じて均一とする。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要は無い。

また、副食費の徴収額は月額を基本とする。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる。

なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。

4. 保護者の方への説明等について

2. においてお示ししたとおり、保育所における2号認定子どもの副食費は、市町村がこれまで保育料の一部として月額4,500円を保護者から徴収してきた経緯があることを踏まえ、各市町村におかれては、施設が副食費を徴収する場合であっても、保護者に対して個別に、今般の幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更の趣旨や、本通知でお示しした取扱いの詳細について、丁寧な説明を行い、相談を積極的に受け付ける等の対応をお願いしたい。

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う 食材料費の取扱いについて

1. 認定こども園・保育所・幼稚園における副食費の取扱い及び負担減免について

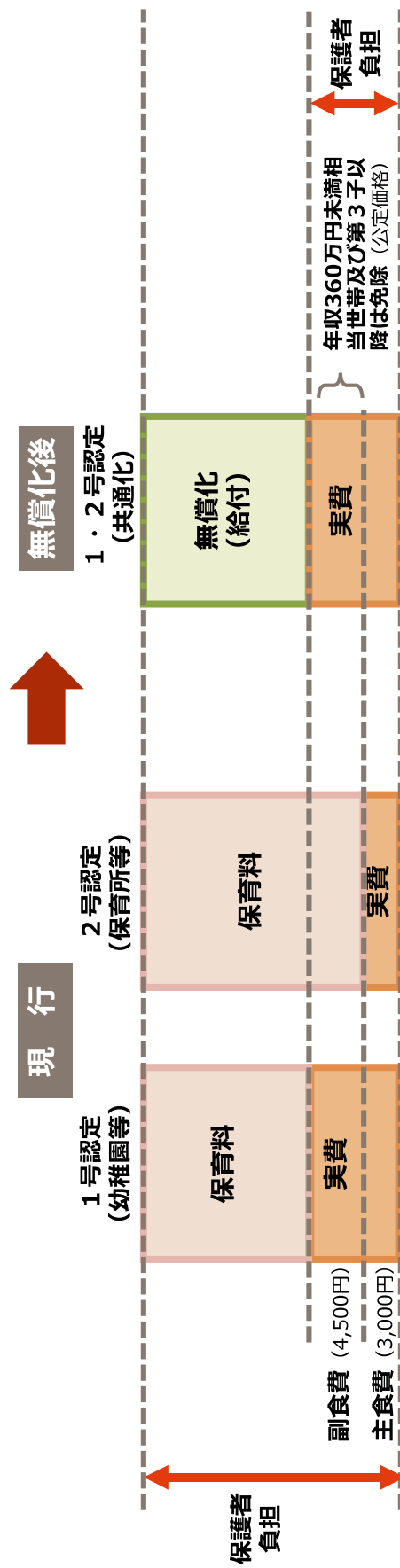
「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

(1) 基本的な考え方

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 教育・保育給付第1号認定子ども、第2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収(現在の主食費と同様)とする。
- 第2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分(保育料)に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。
- 第3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税世帯非課税の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



<参考> 現行の子ども・子育て支援新制度における食材料費の取扱い（概要）

➤ 認定保護者の自己負担の方法

- ①保育料 保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
- ②実費徴収 保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。
 - ・ 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用 等
 - ・ 事前の明示、同意



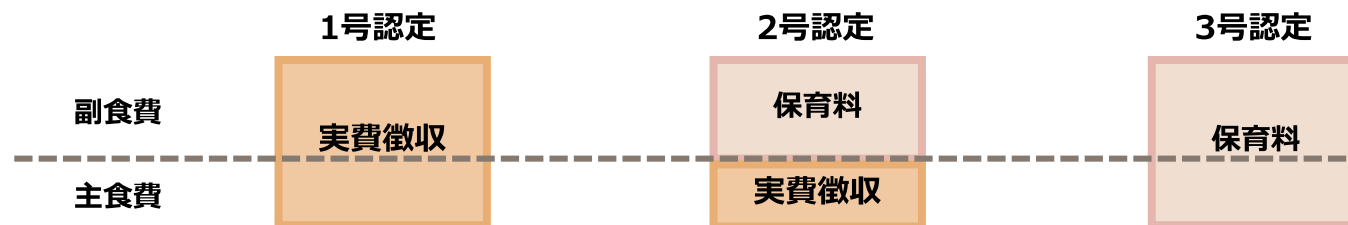
➤ 低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

- ①保育料 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
- ②実費徴収 生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

➤ 認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き保護者の自己負担が原則。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業においては、認定区分により負担方法が異なっている。



- ※ 1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- ※ 2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- ※ 3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

(2) 副食費の取扱いの変更に関する詳細について

これまでの子ども・子育て会議や関係者との意見交換の中で示された主な懸念事項

- ◆ 極端に高額な実費や、過度に廉価な実費を徴収する事案をどう考えるか。
- ◆ 保護者から、徴収額の根拠の説明とともに、額の引下げを求められ、食事の質を確保できなくなるのではないか。
- ◆ アレルギーマルチ食など配慮が必要な食事の材料費負担は、どうすればよいのか。
- ◆ 土曜日や欠席したときなど、給食を食べなかった日があった場合の食材料費負担は、どうすればよいのか。
- ◆ 食材料費を滞納する者に対して、施設の運営にも影響が出るが、どのように対応するか。
- ◆ 保護者や施設への丁寧な周知・説明が必要。

① 各施設による副食費の徴収額等の考え方

【基本的な考え方】

- ◆ これまで保護者が負担してきた経緯のほか、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえ、主食費・副食費ともに、保護者から徴収可能な費目に位置付けるとともに、事前に保護者に説明し同意を得ることとする（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項を改正予定）。

- ◆ 各施設で設定する徴収額は、各施設において実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなる。

- ◆ 第2号認定子どもについての副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、各施設で徴収する副食費の額の設定にあたっては、この月額4,500円を目安とする。

【アレルギーマルチ食など特別食の取扱い】

- ◆ 徴収額は、施設の子どもを通じて均一とする。アレルギーマルチ食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はない。なお、調理に係る人件費は、食材料費には当たらない。

【副食費に含まれるものについて】

- ◆ おやつや牛乳、お茶代は副食費に含む。調理に係る人件費や光熱水費、減価償却費は、副食費ではなく、基本分単価等を含む。

【副食費の減額について】

- ◆ 徴収額は、月額を基本とする。ただし、土曜日に恒常的に利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能な場合は、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる。
 - ◆ 月途中の退園や入園等の場合は、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。
- 【保護者の方への説明等について】

- ◆ 市町村がこれまで保育料の一部として月額4,500円を保護者から徴収してきた経緯があることを踏まえ、施設が副食費を徴収する場合であっても、保護者に対して個別に、食材料費の取扱いの変更の趣旨や上記の徴収額の考え方について、丁寧な説明を行い、相談を積極的に対応する等の対応をお願いしたい。

②副食費の免除対象者の考え方（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項第3号関係）

【基本的な考え方】

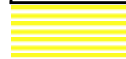
- ◆各施設は、運営に関する基準第13条第4項第3号に基づき、以下の場合を除き、認定保護者から受領することができる。
 - ・ 1号・2号認定子どもの徴収免除対象者（低所得世帯及び第3子以降）の副食費
 - ・ 3号認定子どもの給食費
- ◆ 1号・2号認定子どもの徴収免除対象者の副食費は、加算（10月から創設）により公費負担する（（4）を参照）。


【徴収免除対象者について】


- ◆10月以降の1号・2号認定子どもの徴収免除対象者は、次のとおりである。
 - ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
 - ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

・ 1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降


 これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲


 これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

 今回、新たに副食費を免除する範囲

・ 2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

 今回、新たに副食費を免除する範囲

【参考資料】 内閣府令

- ◆ 食事の提供に要する費用の徴収に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項を改正し、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の第1号認定子ども・第2号認定子どもに対する副食費について、保護者から徴収可能な費用から除外する。なお、特別利用保育は第1号認定子どもに含め、特別利用教育は第2号認定子どもに含める取扱いとす（第35条第3項及び第36条第3項による読替え）。
- ◆ 内閣府令における徴収可能費目の定めは、いわゆる「従うべき基準」であり、各市町村において、子ども・子育て支援法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準を、内閣府令改正に従って改正することとなるが、市町村における準備期間を考慮し、改正法の施行後1年間は府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設ける。

(利用者負担額等の受領)

第十三条

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

- イ 満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、教育・保育給付認定保護者（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者を除く。）及びその者と同一の世帯に属する者についての市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）にあっては、五万七千七百円未満。）であるものに対する副食の提供
- ロ 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在学する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に二人以上いる場合における教育・保育給付認定保護者に係る満三歳以上教育・保育給付認定子どもであって、次に掲げるもの（イに該当するものを除く。）に対する副食の提供
 - (1) 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
 - (2) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）
- ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

年収約360万円
未満相当世帯の
子ども
⇒加算（告示及
び留意事項通知
に追加）

年収約360万円
以上相当世帯の
第3子以降の子ど
も
⇒加算（告示及
び留意事項通知
に追加）

現行どおり
⇒保育料の一部

(3) 第3子以降の子どもの算定基準

多子の算定基準については、基本的にこれまでの保育料の多子減免と同じ取扱いとす。

第1号認定子ども	第2号・第3号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数（別居・別生計含む）
年収360万円相当以上	小学校就学前（同一世帯内のみ）

※3号認定子どもの保育料の減免対象者は子ども・子育て支援法施行令第13条第1項及び第14条、1・2号認定子ども・副食費の徴収免除対象者は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項に定める予定。なお、次に該当する場合は、認定区分ではなく利用施設に準拠する取扱いに改める。

- ◆ 保育所で特別利用保育を受ける第1号認定子ども……小学校就学前が算定基準
- ◆ 幼稚園で特別利用教育を受ける第2号認定子ども……小学校第3学年修了前が算定基準

なお、新制度未移行の幼稚園における副食費に係る補足給付事業の算定基準は、小学校第3学年修了前とする（後記2. 参照）。

(4) 副食費の徴収免除に関する情報の通知及び公定価格における副食費の加算

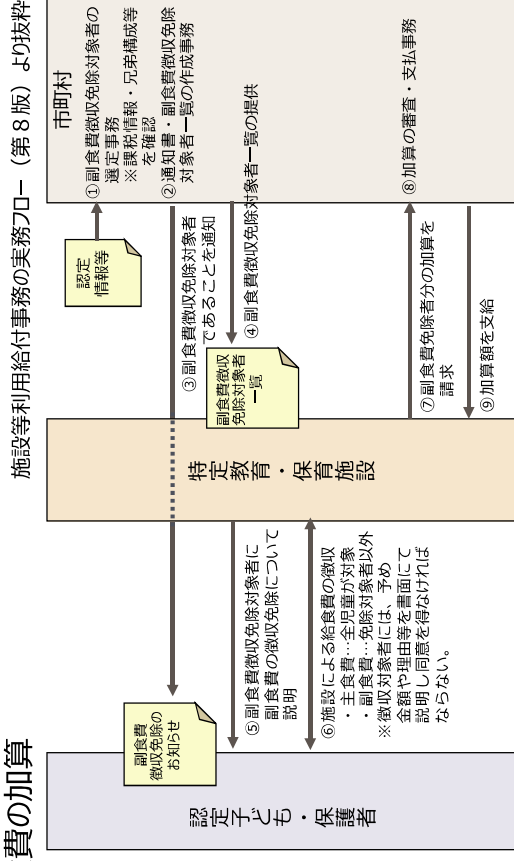
【基本的な考え方】

- ◆ 10月から、徴収免除対象者に係る副食費については、加算により公費負担する（告示及び通知を改正予定）。それ以外については、各施設が保護者から直接徴収する。
- ◆ 居住地市町村は、各施設及び認定保護者に対し、副食費の徴収免除に関する事項（運営基準第13条第4項第3号イ又はロ）を通知する（施行規則第7条を改正予定。同条が行政機関個人情報保護法の特別規定の位置付けとなる。）。

【新たな公定価格上の副食費の加算の運用】

- ◆ 新たな加算は、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、居住地市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて計算し、請求・支給することを基本とする（告示及び通知を改正予定）。

- ① 第1号認定子ども…月額4,500円 × (当該月における給食実施日数 ÷ 基準日数)
- ※給食実施日数は、子ども全員におかずに提供できる体制をとっている日に限る。
- ※基準日数を何日にするかは検討中
- ② 第2号認定子ども…月額4,500円



(5) 個人番号の利用

【基本的な考え方】

- ◆ 次の理由から、副食費の免除対象者を判定する際に個人番号（マイナンバー）を利用することは、番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律）上の問題はない。
 - ・ 今般の法改正前から、番号法別表第1及び別表第2に「子どものための教育・保育給付」が位置付けられていること。
 - ・ 各施設に対し、副食費の徴収免除に関する情報提供を行う仕組みとすること（施行規則第7条の改正を予定）。

（参考）行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （抄）

別表第一

九十四 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
----------	---

別表第二

百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの

- ◆ なお、副食費の免除対象者を判定する際に個人番号を利用する場合、これらの事務に用いる電算システムについて、情報漏洩等のリスクを評価し、その対策を公表する必要がある（特定個人情報保護評価：PIA）。その要否については、次のとおりである。
 - ① 既存の子どもための教育・保育給付の拡充と整理する場合
 新たに取り扱う事務が既存事務の「重要な変更」に当たると判断すればPIAが必要。当たらないと判断すればPIAは不要。
 ※国の特定個人情報保護評価指針の別表に基づき、各市町村で判断。
 - ② 新規の事務として別個実施するものと整理する場合
 PIAの実施が必要。

(6) 市町村による副食費徴収に関する支援について

- 副食費の徴収を施設が行うこととなった場合、滞納者が多く出れば、施設の運営にも悪影響が出る。
- このため、低所得世帯への配慮として、年収360万円未満相当の世帯については、副食費を免除し、その分は給付に加算することとしている。
- 更に、保育所は市町村から委託を受けて保育を行っている立場であることを踏まえ、食材料料費の徴収方法の変更が、なるべく円滑に実施できるように、滞納者に対する市町村の関わり方について検討。
- 具体的には、以下のとおり。
- ① 利用調整の実施者としての立場からの関与
 - 市町村は、児童福祉法第24条第3項に基づき、保育の必要性の認定を受けた児童について、利用者の希望を踏まえ、利用調整を行った上で、各保育所に保育を委託することとしている。このため、保護者の希望が継続的に実施されているかどうか確認する責任がある。
 - 保護者が副食費を滞納する場合には、経済的な理由のほか、保護者と施設の間での意思疎通や信頼関係が、何らかの理由で損なわれている等の事情が生じているものと考えられる。
 - 意思疎通や信頼関係が損なわれているとすれば、保護者の希望を踏まえた保育の実施が妨げられている状態と考えられ、利用調整の実施者である市町村は、副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討することが求められる。このプロセスの中で、滞納している副食費についても保育所への支払いを促すことになる。
- ② 児童手当受給者である利用者に対する、受給者からの申し出に基づく児童手当からの徴収
 - 現行の児童手当制度においては、学校給食費等について、保護者（児童手当受給者）の申し出に基づき、市町村が児童手当から徴収することが可能とされている。（児童手当法第21条）
 - 保育所（私立を含む）の副食費についても、この仕組みにより、保護者からの申し出があった場合には、市町村が児童手当から徴収し、当該費用に係る債権を有する者に支払うことが可能。
 - 具体的には、例えば、保育所の利用申込みの段階で、あくまで任意のものであることを明記した上で児童手当からの徴収の申出書を同封しておき、希望する保護者に、他の書類とともに提出していただくなどの方法や、滞納が数ヶ月続いた場合など、状況に応じて個別に地方自治体が保護者や保育所等と相談し、滞納した分に限り徴収するよう保護者に申し出ていただくなどの方法が考えられる。
 - 実施に当たっては、児童手当担当部局との十分な連携をお願いしたい。

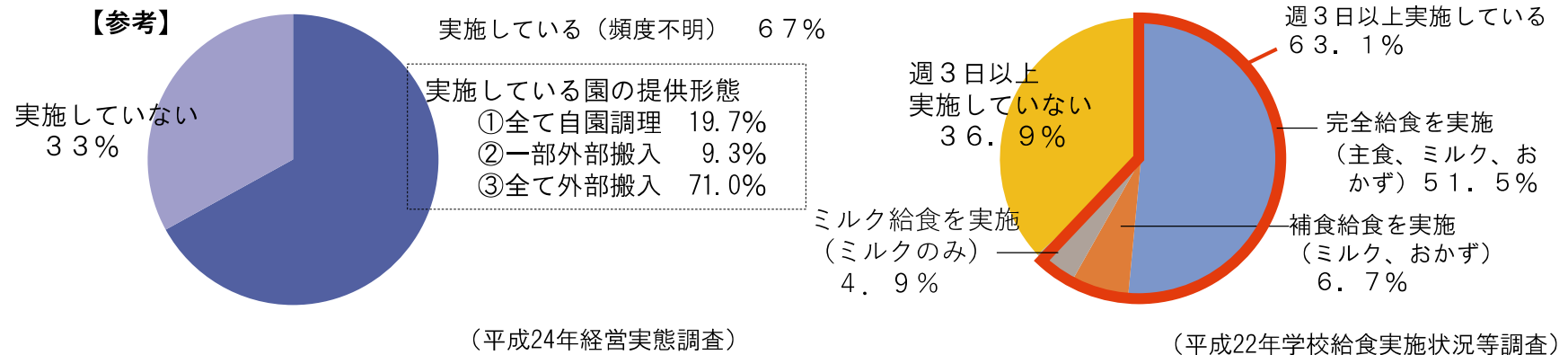
(7) 市町村における副食費に対する配慮について

- ◆ 第2号認定子どもの副食費の免除対象者の範囲外で、地方単独事業により月額4,500円未満の利用者負担額を設定している市町村においては、施設が副食費を徴収することに伴い、世帯負担が増加する可能性があるため、対応にご配慮いただきたい。

2. 新制度未移行園における副食材料費の負担減免について

(1) 幼稚園における給食実施状況の確認

◆幼稚園では、給食の実施状況（実施の有無。自園調理（完全自園・業務委託）・外部搬入、全員対象制・希望制。）が多様。



(2) 実費徴収に係る補足給付事業の概要（事業の要件・副食費の範囲）

◆認定こども園・保育所・幼稚園の利用者との公平の観点から、10月から、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、「実費徴収に係る補足給付事業」による支援を行うこととする（子ども・子育て支援法第59条第3号ロ）。

◆本事業は地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定する。国の補助対象は次のとおり。なお、特別支援学校については、特別支援学校就学奨励事業が別途あるため、対象外。

- ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

◆事業の対象は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。ただし、家から持参する弁当は対象外。）。

◆各施設で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費相当分」※が対象（月額4500円上限）。

※主食費、人件費、光熱水費等は除く。主食（お米、麺、パン等）以外の全てが対象（ミルク、おやつを含む。）

(3) 補足給付事業の実施に係る事務スキーム

- ◆ 事業を実施する場合の支給方法や給付頻度については、事業者との相談の上、市町村の判断により決定可能。
- ◆ 実施スキームとしては、主に①～③のパターンが想定される。
 - ① 新制度未移行園を対象とした施設等利用給付（旧就園奨励費補助）と同様の仕組み【園経由・償還払い】
 - ② 新制度園を対象とした施設型給付（副食費に係る加算）と同様の仕組み【園経由・代理受領】
 - ③ 上記とは別途異なる方法を設定（例えば、補足給付事業について市町村から直接又は園経由により周知を行った後に、保護者からの申請に基づき、市町村から対象保護者又は施設に事後的に支給する方法【直接支払、直接申込・代理受領】）

(4) 支給額の算定方法

- ◆ 副食費相当額の算定方法は、次の考え方を基本として、市町村において判断することとする（実施要綱・FAQ等で周知予定）。
 - ① 実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則とする（各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、当該利用者に係る給食の提供を受けた日数を乗じて算出した額）。
 - ② 「1食当たり副食費相当額」の算出困難な場合（外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等）に限り、例外的に、便宜的な算出方法を用いることができる。

給食の実施方法	副食費の算出方法（原則）	便宜的な算出方法の可否
自園調理（食材自己購入）	必要経費が明確であることから、各園で「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理（食材外部搬入）	外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可

【「1日当たり副食材料相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。）
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。
仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。）
- ③ 一律220円 ※ 給付上限月額（4,500円） / 1号認定子ども通園日数（20日） ÷ 日額平均（220円）

(5) 第3子以降の子どもの算定基準

- ◆ 本事業における多子の算定基準は、旧就園奨励費と同様に、小学校第3学年修了前を基準とする。

幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2019年5月30日版】

※ 本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年2月26日版】にお示ししたものに、カテゴリーの再編、内容の追加及び一部修正を加えたものです。（備考欄に記載）

※ このFAQは、2019年5月30日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

【12. 食材料料費等の取扱い】

No.	事項	問	答	備考
161	施設が徴収している経費の取扱い	保護者から徴収している通園送迎費、食材料料費、行事料費などの経費は、施設等利用費の対象になりますか。食材料料費については、認定区分間で負担方法が異なっていますか、取扱いを見直すのですか。	保護者から施設が徴収している経費は、無償化の対象とはなりません。食材料料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設からの徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持します。具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供の食材料料費については、主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とします。ただし、生活保護世帯やひとり親世帯等については副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。また、新制度の対象とならない幼稚園においても、同様の負担軽減を図ることとします。 なお、保育所等の0歳から2歳までの子供は、無償化が住民税非課税世帯に限定されることから、現行の取扱いを継続します。	
162	施設等利用費の対費用外経費	施設等利用費の対象外経費として、子ども子育て支援法施行規則第二十八条の十五第五号において、「特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの」とありますが、具体的にどのようなものが想定されますか。	御質問の費用は、特定子ども子育て支援そのものに要する費用ではなく、当該支援において提供される便宜に要する費用であり、例えば記念写真代、保護者会費といった経費が考えられます。	
163	副食費の徴収	副食費を施設が徴収することとする趣旨は何でしょうか。	食材料料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、現行制度においても、保護者が負担することが原則であると従来から整理しており、基本的に施設からの徴収又は保育料の一部として保護者にご負担いただいています。幼児教育・保育の無償化にあたり、「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」の報告書（平成30年5月）において「保護者から実質として徴収している通園送迎費、食材料料費、行事料費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである」とされたことを受け、1号・2号認定子どもの主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とするにとしました。 なお、無償化の対象範囲が市町村住民税非課税世帯までに限られる3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとします。	11-1修正
164	副食費の徴収	幼児教育・保育の無償化の実施後、私立の認可保育所における食材料料費の支払いはどのように変わりますか。	私立認可保育所を利用する2号認定子どもの副食費については、これまで市町村が保育料の一部として徴収していましたが、今後は、2号認定子どもの主食費と同様に、施設が利用者から直接徴収することになります。	
165	低所得者世帯への配慮	副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得者世帯へは配慮がされるのですか。	2号認定子どもの副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得者世帯等については、負担が構えないよう公定価格上の加算を設けるとともに、副食費を免除することとします。具体的には、現在、保育料が無償である生活保護世帯やひとり親世帯等(※)について、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続します。さらに、免除措置の対象範囲を、年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。これにより、年収360万円未満相当の世帯の子供及び全所得階層の第3号以降の子(多子のカウント方法はこれまでと変わりにません。)が免除の対象となります。 ※ 生活保護世帯・里親、市町村住民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3号以降の子	11-3修正
166	補足給付事業	現行の補足給付事業は継続されますか。	現行の補足給付事業のうち1号認定子どもに対する副食費の助成事業については、低所得者世帯等の副食費の負担免除に伴う公定価格上の加算を設ける予定であることを踏まえ、廃止します。 また、現行の事業のうち、1号～3号認定子どもの教材費・行事料等の助成事業については、これまで通り継続します。さらに、未移行幼稚園の給食費(副食費)についても、新たに補足給付事業の対象となります。	
167	低所得者世帯への配慮	副食費について、未移行幼稚園を利用する低所得者世帯への配慮は行われるのですか。	新制度未移行の幼稚園を利用する場合に徴収される食材料料費についても、低所得者世帯の負担軽減を図る観点から、新制度幼稚園を利用し公定価格内で副食費の徴収が免除される対象と同じ世帯について、その副食費を地域子ども子育て支援事業における補足給付事業の対象とすることにより負担軽減を図ります。	11-5修正
168	多子減免算定基準	未移行幼稚園の副食費に係る補足給付事業における、多子軽減の算定基準はどのようになりますか。	現在の就園奨励費における多子減免の取扱いを踏襲し、小学校第3学年修了前を算定基準とします。	

169	副食費の徴収額	副食費の施設による徴収額は施設によって異なると思いますが、一律に4,500円になるのですか。それとも施設ごとに任意の金額を徴収してよいのでしょうか。	副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなります。この際、これまで2号認定子ども副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があります。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するにあたっては、この月額4,500円を目安とします。	11-6修正
170	特別食の提供に係る徴収	アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用については、別に徴収することが可能なのでしょうか。	アレルギーの徴収額については、施設の子どもを通じて均一とします。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。 なお、特別食の提供に係る費用のうち人件費等は食材料費には当たらず、給付費の中で措置されているため、保護者に負担を求めるとはできません。	
171	副食費の徴収	児童の欠席や一定期間休園などの場合は、副食費の徴収はどのようにすればよいですか。	副食費の徴収額は、月額を基本とします。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。 なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。	
172	免除対象者の届出制について	特定教育・保育施設等における副食費の徴収の免除対象者について、市町村において免除対象者の条件を周知した上で、免除対象者が免除の申請を行った場合のみ市町村民税課税額や兄弟構成を調査し、免除対象者として認めるといった手法をとることは差し支えありませんか。	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除対象者は、本来は免除の対象者の要件を満たしているのに、申請がないことによる徴収の免除対象者にならない方が出ること防ぐため、市町村が課税状況や兄弟構成を調査の上決定するもので、申請によるものではありません。	
173	副食費の税更正への対応	副食費の免除対象者の判定は、判定後の税更正により市町村民税所得割課税額が変更になり、対象者がなくなったりあるいはその逆も考えられます。市町村はこうした税更正への対応をどのようにしたらよいのでしょうか。	国の給付額の精算基準としては、市町村が税の更正が分かった日の属する月の翌月から、更正された税額により徴収の免除対象者がどうかを判断することとし、遡及は行いません。 なお、市町村の判断で、当該年度分は遡及して適用するなどの取扱いをすることは妨げませんが、国の給付額の遡及は行いません。	
174	副食費に含まれるもの	副食費の範囲はどの程度でしょうか。おやつ代、牛乳代、お茶代、調理員の人件費、調理器具の減価償却費、水道光熱費などは含まれるのでしょうか。	施設が徴収する副食費は副食の食材料費であり、具体的にはおやつや牛乳、お茶代を含みます。なお、調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱費は含まれません。	
175	認可外保育施設等の副食費	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業における、食材料費の取扱いはどうなるのでしょうか。	国の制度における認可外保育施設等の副食費に対する低所得者負担軽減策はありません。	
176	「へき地保育所の副食費について	へき地保育所については、制度上は認可外保育施設に相当しますが、特別保育を提供する事業所として、認定子どもは特別地域型保育給付を受けています。そのため、今回の幼児教育・保育の無償化に際しては、FAQ10のとおり、特定保育施設等と同様に、利用者負担額が無償化の対象になっていない。	へき地保育所の公定価格の設定においては、副食費に係る加算について特定教育・保育施設等と同様に適用して算定することとなります。	
177	未移行幼稚園の食材料費と保育料	新制度未移行の幼稚園の中には、「費用の区分なく単一の保育料として園側で定められる」ともに保護者に対して示されており、「同一学年の在園児全員から一律に徴収され、在園児全員に対する教育上必要なものに充当されるもの」であれば、保育料に給食費が含まれていて「園側奨励費補助金の国庫補助対象となり得るもの（平成26年7月25日付文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）」とされたことから、保育料に給食費が含まれている園がある。令和元年10月から、保育料と食材料費を切り分け徴収しなければならぬのではありませんか。	今般の幼児教育・保育の無償化では、全ての施設・事業に係る給付を通じて、食材料費・日用品費等(特定費用)については、無償化の対象となる利用料(特定子ども子育て支援利用料)には含まれないため、特定子ども・子育て支援利用料と特定費用は切り分け額を設定していただく必要があります。したがって、食材料費等の特定費用は特定子ども・子育て支援利用料とは別途徴収することが基本となると考えられますが、保護者に対して発行し、施設等利用料の支給の取扱いとなる領収証において同費用を確実に区分して記載することを事前に、保護者からは無償費用を一体的に徴収することも可能です。 なお、保育料とは別途徴収する場合、給食費は消費税が課税されることに御留意ください。 また、食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、一部の減免等を除き、基本的に保護者にご負担いただく性格の費用と思われるますが、仮に給食代を徴収せずに給食を実施している場合は、食材料費にかかる財源を明確に示すなど、食材料費を無償化の対象から確実に除外していることを園から説明していただくことが必要となります。	

178	未移行幼稚園の食料費と保育料	新制度未移行の私立幼稚園において、食料費の徴収に伴い、保育料の変更を行う場合、学則(園則)の変更を行う必要はありますか。	無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)には食料費を含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と食料費は切り分けて額を設定していただく必要がありますが、学則(園則)に記載する保育料については、その内容について特段の定めがないため、給食費を含めた額を記載することも可能です。なお、その場合でも、保護者に対して特定子ども・子育て支援利用料とそれ以外の徴収費用を分けて示すとともに、保護者に対して発行し施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において面費用を確実に区分して記載していただく必要があることに留意してください。 なお、学則(園則)上の保育料を変更した場合には、変更事由とともに学則(園則)変更の届出を都道府県知事に行う必要がありま す。(実費徴収額については、学則(園則)に記載する必要なく(各園の判断により、記載することも可能))
179	副食費の加算額	特定教育・保育施設等における副食費の施設による徴収の免除対象者分については、公定価格において新たな加算を設けるとのことですが、施設や事業によって徴収金額が異なったり、弁当持参の日がある施設・事業が存在する中で、新たな加算については均一の単価が設定されるのでしょうか。	新たな加算については、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、児童の居住する市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて請求・支給することを基本とします(告示及び通知を改正予定)。 ・第1号認定子ども・月額4,500円×当該月における給食実施日数÷基準日数 ※給食実施日数は、希望する子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限る。基準日数は検算中。 ・第2号認定子ども・月額4,500円
180	副食費と加算の差額について	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になることですが、副食費の施設による徴収月額がこれを超える場合、免除対象者は加算の月額4,500円を超える部分を負担しなければならぬのでしょうか。	今回の幼児教育無償化に伴う、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条の改正により、副食費の免除対象者について、食事の提供に要する費用の徴収を行うことは出来ないこととしています。
181	副食費と加算の差額について	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になり、副食費の施設による徴収月額がこれを超える場合に、免除対象者からは超過分を徴収できないということですが、超過分については施設が負担することなのでしょうか。	保育所等において、副食料費が月額4,500円を上回る場合であっても、幼児教育・保育の無償化実施前であれば公定価格から月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、施設等の運営費の中から捻出していると考えられます。 したがって、幼児教育・保育の無償化実施後、副食費免除対象者分について、新たに創設する加算による月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、これまでと同様に施設等の運営費の中から捻出できると考えられます。
182	公立保育所における副食費の徴収	副食費の施設による徴収は、公立保育所においても行わなければならないのでしょうか。その場合、徴収免除対象者分の副食費は市町村が負担することになるのでしょうか。	公立保育所においては、これまで副食費を公立保育所の使用料(保育料)に含めて徴収してきた経緯があることから、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、副食費については、別途、主食費や行事費と同様に施設(市町村)が徴収することとなります。また、徴収免除対象者分の副食費は、基準財政需要額(令和元年度に限り、子ども・子育て支援臨時交付金)に含まれる公立保育所の運営費に含まれるため、市町村において負担することとなります。
183	免除対象者の条例等への規定	幼稚園・認定子ども園、保育所等における副食費の徴収免除対象者については、市町村の条例や規則等で規定するべきでしょうか。	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除対象者については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(内閣府令)第13条第4項を改正し、保護者から徴収可能な費目から除外します。改正法の施行後1年間は、内閣府令で定められた内容を条例で定められたものとみなす経過措置を設けますので、市町村はその期間内に、法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例を内閣府令に従って改正することとします。

184	施設等における副食費の徴収に係る事務費補助について	副食費の施設による徴収に伴い、特定教育・保育施設等に新たな業務が発生したり、業務システムの改修が発生する場合は想定されませんが、施設において必要となる費用については、補助金等の制度はあるのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営においては、これまでも内閣府令により上乗せ徴収や実費徴収を認めていることから、副食費の徴収事務は、基本的にこれまで施設・事業において実施してきた上乗せ徴収・施設による徴収事務の中で実施するものであり、事務費補助金制度を設ける必要があるものと考えております。
185	副食費の滞納債権整理について	副食費の施設については、施設・事業者が対応するのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営においては、これまでも内閣府令により上乗せ徴収や施設による徴収を認めており、滞納が発生した場合においても施設・事業が対応してきたものであることから、副食費についても同様の取り扱いとするものです。
186	市町村による徴収	私立の教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、教育・保育給付認定子どもの副食費を施設・事業者が徴収するのではなく、市町村が代わりに徴収するなどの対応はできますか。	まず、市町村による副食費徴収に関する支援としては、利用調整の実施者としての立場からの関与と、児童手当受給者である利用者に対する、受給者の申出に基づく児童手当からの徴収が考えられます。前者については、市町村は利用者の希望を踏まえて利用調整を行いますが、利用者が副食費を滞納する場合には、経済的な理由のほか、保護者と施設の間での意思疎通や信頼関係が、何らかの理由で損なわれている等の事情が生じているものと考えられます。このため、利用調整の実施者である市町村は、副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討することが求められます。このプロセスの中で、滞納している副食費についても保育所への支払いを促すこととなります。受給者の申出に基づく児童手当からの徴収については、No.183の通りです。
187	児童手当受給者からの徴収	児童手当受給者について、市町村は保育所等における主食費・副食費について、児童手当から徴収することはできますか。	児童手当法(昭和48年法律第73号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき、児童手当受給者が、児童手当を受給する前に、主食費・副食費の支払に充てる旨を申し出た場合には、各市町村の判断で、児童手当から徴収することは可能です。
188	保育料と実費経費の区分	認可外保育施設の事業者が保育料に実費(通園送迎費、食材料費、行事費など)を含めた額を利用料(保育料)として一括して徴収している場合、利用料と実費部分を区分けさせることが必要ですか。また、入園料については施設等利用費の対象になりますか。	認可外保育施設においても、保育料と食材料費などの実費(無償化対象外経費)を区分けしていただく必要があります。また、入園料についても、無償化の対象とはならず、保育料とは別に徴収していただく必要があります。
189	マイナンバー	教育・保育給付第1・2号認定子どもの副食費免除対象者の判定や、新制度未移行幼稚園を利用する低所得者世帯への副食費の補足給付事業の実施に関して、個人番号(マイナンバー)を利用することは可能ですか。	課税情報や兄弟構成の確認のため、個人番号を用いて情報提供ネットワークシステムを活用する方法も考えられますが、教育・保育給付第1・2号認定子どもの副食費免除対象者の判定において、個人番号を活用することについては、次の理由から、番号法(行政府)の法改正前からの番号法別表第1及び別表第2に「子どものための教育・保育給付」が位置づけられていないこと、 イ、各施設に対し、副食費の徴収免除に関する情報提供を行う仕組みとすること(施行規則第7条の改正による) 一方、新制度未移行幼稚園を利用する低所得者世帯等への副食費の補足給付事業対象者の確認等において、個人番号を活用することについても、現行の番号法別表第1において「地域子ども・子育て支援事業の実施」が位置づけられており、同表に基づく主務省令においても同事務が規定されていることから、副食費の加算や未移行幼稚園を利用する低所得者世帯への副食費の補足給付に関して、マイナンバーを利用することは可能です。 また、食材料費を施設による徴収としたこと等に伴う所得確認について、同一市町村内における、いわゆる「庁内連携」については、子ども・子育て支援法の改正法の施行の日から利用可能となります。 一方、市町村をまたぐ情報連携については、データ標準レイアウトの整備等所要の準備が必要となりますので、令和3年6月以降の予定です。なお、データ標準レイアウトの整備がなされるまでの間においては、公用照会を活用するなど、申請者に添付書類を求められるのは最小限にするよう配慮をお願いします。
190	第2号認定子どもは、満3歳以上は全て対象なのか。それとも2歳児クラス在籍中は第3号と見なしている場合は、3歳児クラスに進級してからが徴収の対象となるのでしょうか。	副食費を施設が徴収する第2号認定子どもは、満3歳以上は全て対象なのか。それとも2歳児クラス在籍中は第3号と見なしている場合は、3歳児クラスに進級してからが徴収の対象となるのでしょうか。	なお、個人番号を使用する場合には、これらの事務に用いる電算システムの情報漏洩等のリスクを評価し、その対策を公表する必要性(特定個人情報保護評価:PIA)について検討する必要がありますが、公表の要否については、次のとおり整理することができます。 ① 既存の子どものための教育・保育給付の拡充と整理する場合で、新たに取り扱う事務が既存事務の「重要な変更」に当たると判断すればPIAが必要。当たらないと判断すればPIAは不要。 ② 新規の事務として別個実施するもの場合はPIAの実施が必要。 ※国の特定個人情報保護評価指針の別表に基づき、各市町村で判断することになります。

191	食材料費 免除	副食費は、第3号認定子ども(第19条第1項)は徴収の対象者ではない ことですが、満三歳になった日から最初の3月31日を迎えるまでの 第2号認定子どもは含まれるという理解で良いでしょうか。	御指摘の年齢層を「特定満3歳以上保育認定子ども」と呼びますが、施行令で保育料(保護者負担額)を定めますので、副食費は 施設による徴収の対象外になります。	
192	副食費免 除対象者 の決定・通 知	市町村が副食費の免除対象者を選定する事務や、免除対象者である ことを通知する行為は、法令で市町村が行う行政処分という理解で良い でしょうか。	子ども・子育て支援法施行規則第7条の改正により、市町村は認定保護者と施設・事業者に対して副食費の免除に関する事項を通 知することとなります。	